

# 調整助成金等・休業支援金等の助成内容(案)

# 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(案)

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

## 休業支援金等

	令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置 4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2) 4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2) 4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

	令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置 8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5) 8割 11,000円	8割 11,000円
大企業(※4)	原則的な措置 8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5) 8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」と)  
 (※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。  
 いう)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。  
 に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。なお、上限額については月単位での適用とする。  
 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
 (例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置  
 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)  
 (※2)令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国(※6)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。  
 の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比  
 30%以上減少の全国の事業主。  
 なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間  
 の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。  
 (※3)【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を  
 判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。  
 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇  
 等の有無で適用する助成率を判断。